

『建築職 パーフェクト演習講座 建築計画・建築法規』(KU18241)

訂正表

2023年5月16日現在

ページ	訂正箇所	訂正内容		掲載日
P. 43	[No. 17] 問題の選択肢	誤	1 A, B 2 A, D 3 B, C 4 B, D 5 C, D	2023/5/16
		正	1 A, B 2 A, C 3 B, C 4 B, D 5 C, D	
P. 84~85	[No. 17] 解説肢C, D	誤	C × 特定街区は、都市計画区域について定めることができる（都市計画法8条）。特定街区は、市街地の整備改善を図るため街区の整備又は造成が行われる地区について、その街区内における建築物の容積率並びに建築物の高さの「最高限度」及び壁面の位置の制限を定める街区とする（都市計画法9条20項）。 D ○ 記述のとおりである。建築物の敷地は、原則として道路に2メートル以上接しなければならない（建築基準法43条）。	2023/5/16
		正	C ○ 記述のとおりである。特定街区は、都市計画区域について定めることができる（都市計画法8条）。特定街区は、市街地の整備改善を図るため街区の整備又は造成が行われる地区について、その街区内における建築物の容積率並びに建築物の高さの「最高限度」及び壁面の位置の制限を定める街区とする（都市計画法9条20項）。 D × 建築物の敷地は、原則として道路に2メートル以上接しなければならない（建築基準法43条）。 ここで、法43条は第3章にあるから、都市計画区域及び準都市計画区域内に限り適用される（法41条の2、集団規定）。	

※「掲載日」は、上掲訂正情報がLECホームページの『公務員 テキスト改訂・修正情報一覧』(<http://www.lec-jp.com/koumuin/info/teisei/>)に掲載された日付です。